

## **[事案 28-131] 転換契約無効請求**

・平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

生命保険を 2 回転換したが、いずれも誤信があったことを理由に転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 5 年 6 月に締結した養老保険（本件契約 1）を平成 8 年 7 月に終身保険（本件契約 2）に転換し、さらに平成 18 年 5 月に終身保険（本件契約 3）に転換したが、以下の理由により、2 回の転換を無効としてほしい。

- (1) 自分は、平成 8 年、募集人から、本件契約 1 に 3 大疾病保障を追加することを勧誘され、それを付加するものと思って本件契約 2 の契約をした。募集人は、転換契約であることや契約内容の説明をしなかった。平成 5 年に貯蓄型の保険と思って本件契約 1 に加入し、預金のつもりで保険料の支払いをしている自分にとって、これを転換することはありえない。募集人は、それを承知で故意に何も説明しなかった。
- (2) 本件契約 2 への転換契約は、申込書にある担当者の氏名が、申立人が説明を受けた募集人ではなく、その親の氏名になっているので、無効である。
- (3) 平成 18 年の本件契約 3 への転換契約は、本件契約 1 の契約の継続（更新）に必要な手続きだと信じて契約した。募集人は、転換契約であることや契約内容の説明をしなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 8 年の契約転換について、申込書には、契約転換について明記されており、申立人もその認識で申込書に署名捺印している。また、契約締結後には、申立人に「契約転換ご精算書」が送付されている。
- (2) 平成 18 年の契約転換について、募集人は、契約転換についての説明が明記されている提案書を用いて、契約転換及び本件契約 3 の内容を説明している。また、申込書には、契約を転換することについて明記されており、申立人もその認識で申込書に署名捺印している。契約締結後には、申立人に「契約転換ご精算書」が送付されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約転換時に不適切な対応があったかどうか等転換時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

平成 8 年の転換について、申立人が 3 大疾病保障を付加すると誤信したと認めることは困難であること、募集人とその親はどちらも当該保険会社の募集人として業務を行っており、説明をしたのがいずれの募集人であったとしても契約の成立に影響を与えないこと、および平成 18 年の転換について、申立人が更新手続きであると誤信していたとは認めることが困難であること等から、両転換の無効を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。